

静岡県公安委員会規則第31号

運転免許関係手続に係るキャッシュレス決済の導入等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年12月27日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

運転免許関係手続に係るキャッシュレス決済の導入等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則
(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(講習の <u>申し出</u> 等) 第12条 (略) 2 (略)	(講習の <u>申出</u> 等) 第12条 (略) 2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式第5を次のように改める。

別記様式第5（第12条関係）

講 習 申 出 書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____

年 月 日生（ 歳）

道路交通法第108条の2第1項第3号の規定による講習を受けたく申し出ます。

免許の種類	普通車以上 ・ 自動二輪車 ・ 原付 ※ 所持する運転免許に○を付けてください。
-------	---------------------------------------------

停止等の期間	年 月 日から 日間
--------	------------

手数料欄

--

別記様式第7を次のように改める。

(自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正)

第2条 自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則(昭和40年静岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(運転免許センター)</p> <p>第2条 静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号)第73条第6項各号に掲げる静岡県警察東部運転免許センター(以下「東部運転免許センター」という。)、静岡県警察中部運転免許センター(以下「中部運転免許センター」という。)及び静岡県警察西部運転免許センター(以下「西部運転免許センター」という。)の所在地は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>運転免許センター名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>西部運転免許センター</td><td>浜松市浜北区小松3220番地</td></tr></tbody></table> <p>(解除等の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条件解除(変更)申請書(様式第11号)に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者(規則第29条の3第3項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。)は、いずれかの警察署に提出することができる。</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3に定めるところにより、技能検査申請書(様式第11号の2)その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示し</p>	運転免許センター名	所在地	(略)		西部運転免許センター	浜松市浜北区小松3220番地	<p>(運転免許センター)</p> <p>第2条 静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号)第73条第6項各号に掲げる静岡県警察東部運転免許センター(以下「東部運転免許センター」という。)、静岡県警察中部運転免許センター(以下「中部運転免許センター」という。)及び静岡県警察西部運転免許センター(以下「西部運転免許センター」という。)の所在地は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>運転免許センター名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>西部運転免許センター</td><td>浜松市浜名区小松3220番地</td></tr></tbody></table> <p>(解除等の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 法第91条の規定により付された運転免許の条件を解除又は変更しようとする者(前項の規定に該当する者を除く。)は、運転免許の条件解除(変更)申請書(様式第11号)に免許証を添えて運転免許センターに提出しなければならない。ただし、眼鏡等使用の条件及び補聴器使用の条件を付された者(規則第29条の3第5項において準用する規則第23条第1項の表聴力の項第2号に係る適性検査を受ける者を除く。)は、いずれかの警察署に提出することができる。</p> <p>(技能検査の申請)</p> <p>第12条 技能検査を受けようとする者は、規則第18条の2の3に定めるところにより、技能検査申請書その他関係書類を運転免許センターに提出し、又は提示しなければならない。</p>	運転免許センター名	所在地	(略)		西部運転免許センター	浜松市浜名区小松3220番地
運転免許センター名	所在地												
(略)													
西部運転免許センター	浜松市浜北区小松3220番地												
運転免許センター名	所在地												
(略)													
西部運転免許センター	浜松市浜名区小松3220番地												

なければならない。

(免許試験等の種類及び回数の制限)

第15条 免許試験等の種類及び回数は、1試験日について1種類1回とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、他の免許試験等と併せて受験することができる。

- (1) 第17条第1項第3号に規定する事項別試験のみが免除される免許試験等と同項第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等とを併せて受験する場合
- (2) 第17条第1項第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等のみを受験する場合

(申請用写真)

第35条 規則第29条第3項(規則第29条の2第2項において準用する場合を含む。)に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第101条第1項の免許証の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新を受けようとする場合とする。

2 (略)

(免許試験等の種類及び回数の制限)

第15条 免許試験等の種類及び回数は、1試験日について1種類1回とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、他の免許試験等と併せて受験することができる。

- (1) 第17条第3号に規定する事項別試験のみが免除される免許試験等と同条第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等とを併せて受験する場合
- (2) 第17条第2号及び第3号に規定する事項別試験のいずれも免除される免許試験等のみを受験する場合

(申請用写真)

第35条 規則第29条第3項(規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する公安委員会が定める申請用写真を添付しなくてもよい場合とは、法第101条第1項の免許証の更新又は法第101条の2第1項の更新期間前における免許証の更新を受けようとする場合とする。

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第11号の2を削る。

様式第22号を次のように改める。

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 申 請 書

静岡県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

申請者

道路交通法第 104 条の 4 第 5 項 (同法第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、運転経歴証明書の交付を申請します。

申請により取り消した免許

手数料

交付予定日 年 月 日

キ リ ト リ

運 転 経 歴 証 明 書 引 換 券

年 月 日

殿

本券を持参の上、 年 月 日以降に、 警察署にて受領願います。

担当者

様式第24号（表面）を次のように改める。

様式第 24 号 (第 39 条の 2 関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

(表面)

運転経歴証明書再交付申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

※ 太枠内を記載してください。

フリガナ	氏	名	生年	1	2	3	4	年	月	日
氏名			月日	明治	大正	昭和	平成			
住所	郵便番号 - 静岡県 電話番号 () -									

※ 現に受けている運転経歴証明書に記載されている事項に変更がある場合は次に記載してください。

現 運 転 受 け て い る 明 書	氏名		申請用写真 貼付
	生年月日		
	住所		

資料区分	B9	県内										県外転入					
		生変		住変		氏変		住氏変		住変	住氏変						
		50		51		52		53		A1	A3						
現 有 経 歴 証 明 状 況	免許証番号														再交付年月日		
	免許証種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	け 引 二	1 亡失 2 汚損 7 本人希望
	交付年月日	年 月 日				照会番号								登録年月日			
手数料																	
区分	1:優良 2:一般 3:違反				身分確認方法				住民票・保険証 本人申立 その他 ()				確認者				

(原付講習の実施等に関する規則の一部改正)

第3条 原付講習の実施等に関する規則（平成4年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(原付講習受講の申込み)</p> <p>第8条 原付講習を受講しようとする者は、原付講習受講申込書（様式第3号。以下「<u>申請書</u>」という。）に<u>受講手数料相当の静岡県収入証紙を貼付し</u>、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(原付講習受講の申込み)</p> <p>第8条 原付講習を受講しようとする者は、原付講習受講申込書（様式第3号。以下「<u>申込書</u>」という。）に<u>受講手数料に係る領収証書等を貼り付け</u>、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号を次のように改める。

番号

原付講習受講申込書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する講習の受講を申し込みます。

住所

氏 名

年 月 日 生

手 数 料

(運転免許取得時講習の実施等に関する規則の一部改正)

第4条 運転免許取得時講習の実施等に関する規則(平成6年静岡県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第6条 講習指導員の要件は、講習ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>普通車講習</u></p> <p>法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普自二)の交付を受けている者</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(講習受講の申込み)</p> <p>第9条 取得時講習を受講しようとする者(以下「受講希望者」という。)は、事前に受託機関に対して講習の種別を口頭で申し込むものとする。</p> <p>受講者は、受講日に大型車講習・中型車講習・準中型車講習・普通車講習・大型二輪車講習・普通二輪車講習・応急救護処置講習(一)・応急救護処置講習(二)・大型旅客車講習・中型旅客車講習・普通旅客車講習申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に<u>受講手数料相当の静岡県収入証紙</u>を貼り付け、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(講習指導員の要件)</p> <p>第6条 講習指導員の要件は、講習ごとに次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>普通二輪車講習</u></p> <p>法第99条の3第4項の規定により教習指導員資格者証(普自二)の交付を受けている者</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>(講習受講の申込み)</p> <p>第9条 取得時講習を受講しようとする者(以下「受講希望者」という。)は、事前に受託機関に対して講習の種別を口頭で申し込むものとする。</p> <p>受講者は、受講日に大型車講習・中型車講習・準中型車講習・普通車講習・大型二輪車講習・普通二輪車講習・応急救護処置講習(一)・応急救護処置講習(二)・大型旅客車講習・中型旅客車講習・普通旅客車講習申込書(別記様式。以下「申込書」という。)に<u>受講手数料に係る領収証書等</u>を貼り付け、受託機関に提出して受講の申込みを行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

番号

年 月 日

大 型 車 講 習
中 型 車 講 習
準 中 型 車 講 習
普 通 車 講 習
大 型 二 輪 車 講 習
普 通 二 輪 車 講 習
応 急 救 護 処 置 講 習（一）
応 急 救 護 処 置 講 習（二）
大 型 旅 客 車 講 習
中 型 旅 客 車 講 習
普 通 旅 客 車 講 習

申 込 書

静岡県公安委員会 殿

道路交通法第108条の2第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に規定する
講習の受講を申し込みます。

住所
氏名

年 月 日 生

手 数 料

附 則

- 1 この規則は、令和6年1月15日から施行する。ただし、第2条中自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則第2条の改正は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。